破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６０号
北海道岩見沢市３条東７丁目12番地　竹田マンション　２号室
債務者　竹田　征弘
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第２３４号
愛知県一宮市北方町北方字沼２番地10
債務者　山下　直子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２５１号
愛知県一宮市水附町24番地１　プラシードＢ101号
債務者　小田　綾花
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２４４号
奈良県桜井市大字外山328番地の１　103
債務者　福田　理恵
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２６２号
奈良市大倭町４番１号　社会福祉法人大倭安宿苑　特別養護老人ホーム長曽根寮、住民票上の住所奈良市芝辻町３丁目５番４号　大宮荘103号
債務者　呑谷　芳子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１８２号
香川県高松市宮脇町２丁目37番２－208号市住
債務者　森　　正弘
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８８号
長崎県大村市植松１丁目206番地４、前住所長崎県諫早市多良見町囲530番地　本村アパートＡ棟
債務者　若杉　明香
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
香川県綾歌郡宇多津町2628番地563
債務者　ＣＡＴＯＴＯＣＡＮ　ＲＯＮ　ＥＲＩＣ　ＢＡＮＺＯＮ（カトトカン　ロン　エリック　バンゾン）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第６６号
茨城県日立市南高野町３丁目16番３－206号
債務者　山口　榮子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第６１７号
千葉県船橋市宮本３丁目３番21号オネスティ大神宮下101号
債務者　戸張　哲也
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６５４号
千葉県市原市姉崎1931番地４　エンジェルハイツ205
債務者　野田　　守
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６８６号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目36番10号　シュロス本郷205号
債務者　柏倉　邦夫
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６９１号
千葉県市川市田尻４丁目１番40号　（第２田彦荘102号）
債務者　橋本　　宮
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７０３号
千葉県船橋市薬円台４丁目10番１棟203号
債務者　半田　広一
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７０８号
千葉県船橋市行田町350番地１　Ｇステージ21Ｍ－１番館202号
債務者　佐藤　正和
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７０９号
千葉県船橋市行田町350番地１　Ｇステージ21Ｍ－１番館202号
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係